

令和 4 年 12 月 26 日

第 17 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和4年12月26日
午後1時30分～午後3時05分
場所 出水市役所本庁 4階大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

| | | | | | |
|----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 大城 勝司 | 7番 | 山口 安任 | 13番 | 犬童 正成 |
| 2番 | 樋口 修 | 8番 | 小倉 幸夫 | 14番 | 田下 勉 |
| 3番 | 福本 悟 | 9番 | 尾道 睦雄 | 15番 | 福山 勝也 |
| 4番 | 松元 浩文 | 10番 | 大塚 雄二 | 16番 | 久野 敏朗 |
| 5番 | 大久保 友恵 | 11番 | 松元 重忠 | 17番 | 外園 優 |
| 6番 | 井町 和夫 | 12番 | 花園 ハルエ | 18番 | 澤田 泰之 |

農地利用最適化推進委員

| | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 20番 | 時吉 大喜 | 25番 | 岩元 慎太郎 | 29番 | 吉田 直 |
| 21番 | 田中 智彰 | 26番 | 内木場 義友 | 30番 | 山口 廣喜 |
| 22番 | 中谷 國三 | 27番 | 武宮 豊 | 31番 | 坂元 敦信 |
| 23番 | 澤田 みね子 | 28番 | 外 雅夫 | 32番 | 花田 初男 |
| 24番 | 三原 仁 | | | | |

(2) 欠席委員

なし

その他出席者

吉岡、戸崎、倉本、大島

会議に付した事件

| | |
|--------|--------------------------------|
| 議案第 1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第 2号 | 農用地利用集積計画について |
| 議案第 3号 | 農地中間管理権の取得について |
| 議案第 4号 | 農用地利用配分計画について |
| 議案第 5号 | 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について |
| 議案第 6号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第 7号 | 非農地判断について |

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第17回出水市農業委員会総会を開会します。
本日は17回の総会ということで、農業委員、それから推進委員全員の出席でございます。
なお、20番委員が所用のため3時ぐらいから中座されますので、報告しておきます。

それでは早速ですけれども会議録署名委員を指名いたします。

11番委員、14番委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 説明に入ります前に大変申し訳ありませんでした修正のほうをお願いいたします。資料7ページですが、申請番号第12-1項の左から2番目の権利の欄ですが、所有権移転の無償とありますところ、有償に修正をお願いいたします。それと12ページのほうになります。空き家に付属した農地の指定でございますが、備考欄、3条申請、12-18とありますが、12-16に修正をお願いいたします。申し訳ありませんがあと、21ページの位置図のほうになります。21ページの位置図の所有権移転、12-13とありますところ、12-11左側のほうです。同じく21ページの右側も、12-13とありますが、12-11に修正をお願いいたします。

(議案第1号について総会資料により説明)

議長 それでは1番委員、第12-1項から第12-6項、それから12番委員、第12-7項及び第12-11項から第12-16項、ただいまありました空き家に付随した農地の指定についての報告、それから5番委員については、第12-8項から第12-10項となっておりますので、まず、1番委員からお願いします。

1番 1番です。12月21日に12番委員、20番推進委員、私と事務局職員で調査し、審議した結果を報告します。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第12-1項から第12-6項まで報告します。

第12-1項、位置図は13ページの左を御覧ください。申請地は市役所から北へ2キロほど行ったところにあります。許可後は甘藷等を耕作されるとのことでした。位置図の〇〇〇番の上にある〇〇〇〇番と〇〇〇〇番は、譲受人の所有地になります。申請人との関係は他人です。畑で甘藷をつくるというので、きれいに管理されている場所でした。問題ないと判断しました。

第12-2項、位置図は13ページの右を御覧ください。申請地は芭蕉公民館から北に100mほど行ったところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。今現在はもう耕作された後の水田という状況で、特に問題なく作っているだろうなという状況でした。

第12-3項、位置図は14ページ左を御覧ください。申請地は出水小学校から北東に350mほど行ったところにあります。許可後は水稻等を耕作されるとのことでした。申請地

に隣接する〇〇〇〇番、〇〇〇〇番は譲受人の所有地です。申請人との関係は親戚です。現状は草が茂っている状態であるんですけども管理されてる状態になっていました。

第12-4項、位置図は14ページの右を御覧ください。申請地はスーパーよしだ西出水店から西に100mほどのところにあります。許可後は野菜を耕作されるとのことでした。申請人との関係は知人です。三角の周辺になるところでした。この状態で野菜等をつくってもらえたらいいなと判断しました。

第12-5項、位置図は15ページ左を御覧ください。申請地は鶴寿園から東に700mほど行ったところにあります。許可後は水稻等耕作されるとのことでした。申請人との関係は、知人です。今も耕作され、稲が刈り終わって、あぜ塗りがされてきれいな状態の圃場でした。問題なく作っていかれると思います。

第12-6項、位置図は15ページ右及び16ページの左を御覧ください。申請地は掛腰公民館から北に700mと、1.2キロほど行ったところになります。許可後は水稻等耕作されるとのことでした。申請人との関係は兄弟です。

太田機工の隣にあるところで、今作られて管理されている状態でした。太田機工から上がっていったところに鉄塔があるんですけどその隣で、きれいに管理されて問題なく作っていただけるなと判断しました。

以上、所有権移転、第12-1項から第12-6項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 続きまして、12番委員お願いします。

12番 12番です。調査日、調査委員は先ほど1番委員が報告されましたので省略いたします。私は第12-7項及び第12-11項から第12-101項までを報告いたします。

農地法第3条の12-7項について報告いたします。申請地は、JA江内事業所から北西へ1.2キロ、東へ1キロほど行ったところにあります。位置図は16ページの右側、17ページの右側と左側、それに18ページの左側と分散していますが、他を含め全部で6筆です。17ページの〇〇〇〇番〇の田んぼは稲刈りもきちんとしていましたが、分散している畑は山の中に多く、管理はされていると思うんですけども、少々雑草が入っていました。まだ野菜は耕作されていませんでした。

次のページ、9ページの12-11項です。位置図は20ページから21ページを御覧ください。申請地は、高尾野支所から南へ1キロメートルほど行ったところにあります。現在、〇〇〇〇番は稲刈りが終わってきれいになっていましたが、畑は分散されており、〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇はきちんとして管理されて前のほうにそら豆が植えてありました。ただ、山の中にある〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇は、ちょっとやぶになっていましたけれども、甘藷をつくる予定だから、来年の春までにはきちんとなると思います。

続きまして、12-12項と12-13項は隣接していますので、2項一緒に報告いたします。位置図は22ページの左側が12項で、右側が13項ですが、左側の〇〇〇〇番〇の先が、13ページの〇〇〇〇番〇〇です。6筆が縦に隣接し、きれいに管理されておりました。許可後はそばを耕作されるとのことでした。

次、12-14項と12-15項です。14項と15項は隣接しています。位置図は23ページを御覧ください。申請地は出水ゴルフ場から、南へ500メートルほど行ったところにあります。許可後は野菜を耕作されるとのことでしたが、非常にきれいに管理されていて、

雑草一つありませんでした。いつでも野菜がつかれる状態、場所と日当たりととてもいいところでした。

続きまして第12-16項です。申請地は出水高校から南へ約1.5キロメートルのところにあります。位置図は24ページの左側です。〇〇〇〇番、〇〇〇〇番と2筆ありますが、2筆ともきちんと管理され、特に〇〇〇〇番は、もう耕してその上に除草シートが張られていました。許可後はサツマイモや野菜を耕作されるとのことでした。これは前の畑も後ろの畑もとってもきれいに耕作されており、空き家なんですけれども、空き家に付属したという農地なんですけど空き家そのものがとても空き家と思えないほど、非常にモダンな建物で、びっくりいたしました。

続きまして、第12-101項は、農地法第3条、賃借権の設定です。申請地は位置図24ページの右側を御覧ください。鶴寿園から南へ200メートルほどのところにあります。稲刈りも終わりきちんと管理されていました。特に問題はありませんでした。

以上、所有権移転、第12-7及び第12-11項から12-16項及び賃借権の設定、第12-101項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。また、空き家に付属した農地の指定については差し支えないと判断いたしました。以上です。

議長 5番委員、お願いします。

5番 5番です。12月22日、16番委員、22番推進委員、私、事務局職員で調査審議した結果を報告いたします。所有権移転、第12-8項から第12-10項までを報告します。

説明は、8ページ、9ページです。第12-8項、位置図は18ページ右を御覧ください。申請地は国道餅井交差点から300メートルほど西へ行ったところにあります。申請地の左手は川があり、その左手は位置図で原野、山林が多く竹が茂っていましたが、申請地は稲刈りの跡があり、周辺農地も同じく、稲刈りの跡がありました。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。申請人との関係は兄弟です。

続いて、第12-9項、位置図は19ページ左を御覧ください。申請地は野田小学校から150メートルほど南東に行ったところにあります。許可後は野菜を耕作されるとのことでした。申請地に隣接する〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇は、譲受人の所有農地です。そこは野菜がつくってあったり、多少草が生えている程度の状況でした。申請地は譲受人の所有農地に囲まれているので、適切に管理されるものと思います。申請人との関係は他人です。

第12-10項、位置図は19ページ右を御覧ください。申請地は、野田郷駅から800メートルほど北東に行ったところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。申請地は稲刈りの跡があり、周辺農地も同じく稲刈りの跡がありました。申請人との関係は、知人です。

以上、所有権移転、第12-8から第12-10項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の報告は終わりました。

御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 なしということであります。

調査員の報告では全件許可相当、空き家に付属した農地の指定については差し支えないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは農地法第3条の規定による、許可申請については、全件許可相当、空き家に付属した農地の指定については差し支えないと決定いたします。

議長 議案第2号農地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、関連がありますので、議案第3号農地中間管理権の取得、議案第4号農用地利用配分計画について一括して議題とさせていただきます。

議事参与の制限に該当する委員さんがいらっしゃいます。11番委員それから13番委員、8番委員、14番委員、25番推進委員が該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(11番委員、13番委員、8番委員、14番委員、25番推進委員退室)

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第2号農用地利用集積計画第12-23項、第12-24項、第12-32項、第12-36項、第12-48項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。12番委員の報告をお願いいたします。

12番 12番です。12月21日、1番委員と20番推進委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。

ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 調査員の報告がありました。御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 なしということですが、調査員の報告どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは調査員の報告どおり適当と決定いたします。入室をお願いいたします。

(11番委員、13番委員、8番委員、14番委員、25番推進委員入室)

議長 事務局、説明をお願いいたします。

事務局 (議案第2号農用地利用集積計画について総会資料により説明)

議長 総括に1番委員をお願いします。

1番 はい、1番です。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の要件を満たしていますので適当と判断しました。

議長 調査員の報告がありました。御意見御質問をお受けいたします。

案件が12月ということが多いですが、ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 議案第2号農用地利用集積計画、議案第3号農地中間管理権の取得、議案第4号農用地利用配分の計画については、それぞれ適当と決定いたします。

議長 議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第5号、除外第1項総会資料により説明)

議長 18番委員、お願いします。

18番 18番です。12月22日、午後1時より17番委員、24番推進委員と事務局職員で調査審議した結果を報告いたします。

議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について77ページ、第1項になります。申請地はですね78ページの左側になります。出水商業高校から南へ450mほどに位置し、現在は不耕作の田んぼというよりも、もう区分けがされてですね、田の〇〇〇〇番地の斜線部分の西側の申請地と書かれて斜線になっているところになります。ここは、既にもうブロック塀で仕切られておりまして、〇〇〇〇番の宅地の方が、多分家庭菜園をつくっていたものと思われそうですが、現在不耕作の状態になっていました。

申請地に新規で貸家2棟を建築し、一体利用地に、既存の住宅2棟があるのですが、既存の住宅2棟には、もうお住まいになられてなくてそこもまた利用されるということでした。申請面積は、合わせて1,265.77㎡で妥当だと思います。造成については、最大80cm程度盛土の予定です。土砂が流出しないように隣接農地との境界には擁壁を設置既に設置してありますが、かさ上げた分も流入がないようにするということでした。生活雑排水は合併浄化槽です。雨水は道路側溝西側道路の反対側に側溝がありましてそちらに接続するということでした。周辺農地への影響はないと思われそうです。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。

議長 第2項、お願いします。

事務局 (除外、第2項の申請内容について総会資料により説明)

議長 17番委員、お願いします。

17番 はい、17番です。12月22日、18番委員のほうからメンバーについては、紹介ありましたので、省略いたします。

申請地は、大野原町でリハシップあいの西側に位置し、現在は、不耕作の畑でした。申請面積は、介護施設建築のための敷地面積として662㎡であり妥当と思われそうです。造成については、80cm程度盛り土をして利用し、土砂が流れないように、隣接農地等の境界にはよう壁及びブロックを設置する予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については道路側溝へ流すとのことでした。

農用地区域の外周部に接しており周辺農地への影響はないと思われそうです。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断をいたしました。

議長 第3項、お願いします。

事務局 (除外、第3項の申請内容について総会資料により説明)

議長 16番委員お願いします。

16番 はい、16番です。12月22日午前中、5番委員と22番推進委員、事務局職員で調査した結果を報告します。除外、第3項です。

申請地は野田町下名国道3号線の屋地交差点から、北へ350mほどに位置したところで、

現在は不耕作の田んぼでした。地籍図が79ページ左側になります。斜線部分が申請地ですが、現在その上の、雑種地〇〇〇〇番〇、ここを使われておりまして、大型特殊の車両等が十数台あった状況です。また木材等もここにあるような状況でした。それらの材木等の資材を申請地のところに置きたいということでした。

申請目的は資材置場として利用する。敷地面積1,446㎡であり、妥当であると思われます。造成等につきましては、道路より若干低くなっておりましたので、道路の高さ約50cmぐらい土を入れて利用するという事です。また土砂等が流出しないように土留め工事もする予定です。雨水等につきましては周りに水路がありましたのでそこに流すということです。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果農地区分と、転用目的に問題なく、転用許可の見込みがあると思われ農用地区域用途区分変更要件を満たしておりますので、やむを得ないと判断しました。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件やむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に関わる意見については、全件やむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして議案6号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第6号、第12-1項について総会資料により説明)

議長 16番委員、調査の報告をお願いします。

16番 はい、16番です。調査日時等につきましては先ほど説明しましたので省略をします。

議案第6号、農地法第5条許可申請について申請番号12-1項です。先ほど77ページ、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第3項で内容の説明を行いましたので省略をいたします。

協議の結果、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして第2項の説明をお願いします。

事務局 (第12-2項について総会資料により説明)

議長 17番委員、お願いします。

17番 17番です。先ほど事務局から説明がありましたとおり、第12-2項については、77ページ、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第2項で説明しましたので省略いたします。

協議の結果、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして第3項の説明をお願いします。

事務局 (第12-3項について総会資料により説明)

議長 18番委員、お願いします。

18番 はい18番です。調査委員、調査日については先ほど申し上げたので省略いたします。事務局よりありましたとおり、77ページの議案第5号で説明したとおりですけれども、83

ページの左側の申請図になります。先の除外の申請は、南側の斜線のなか番地の記入がされてないですが〇〇〇〇番です。北側のほうの〇〇〇〇番〇と真ん中の宅地と合わせて購入されて、真ん中の宅地に、昔の古い家屋が2棟、その上下の、申請地に1棟ずつ建てるということでした。許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして第4項の説明をお願いします。

事務局 (第12-4項について総会資料により説明)

議長 5番委員、調査の報告をお願いします。

5番 はい、5番です。12月22日、16番委員、22番推進委員、事務局職員で審議、調査した結果を報告いたします。

第12-4項、位置図は83ページ右を御覧ください。申請地は高尾野町上水流交差点から東へ400mほどに位置し、不耕作の畑及び採草地です。申請人は、光心という建設業の会社です。申請地の道路を挟んで右の宅地に会社建物があります。位置図では申請地が2筆に分かれ、また左には山林とありますが、農地として一体利用されていたようで、現場はきれいに耕うんされ、前作の作物の残りか分かりません、きちんとすき込まれていました。

申請面積は、駐車場、資材置場、自家用給油場に利用する面積として、左の山林を合わせた一体利用地を含めて、2,778㎡であり、妥当であると思われます。今回、資材置場、駐車場だけでなく、自家用給油場を設置することになった経緯は、銀行からの経営上のアドバースとして、ガソリンが高騰している現在、自家用給油場での給油であれば、ガソリンが1L当たり10円安くなるとのことです。自家用給油場、洗車スペースには、コンクリートを張り、駐車場部分には砂利をまくそうです。

生活雑排水は敷地内に分離槽を設置し、上積みも道路側溝へ、雨水も道路側溝を利用するそうです。トイレは、道路を挟んで右側の会社内にあるので、申請地内には設置しないそうです。申請地に隣接する宅地の境にはブロックを積み、また、現場は道路に囲まれているので、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分等転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして第101項の説明をお願いします。

事務局 (第12-101項について総会資料により説明)

議長 17番委員、お願いします。

17番 はい、17番です。12-101項についてですが、先ほど事務局から説明がありましてとおり、申請地は、中央町、表郷西自治公民館から北へ80mほどのところに位置し、現状は不耕作の畑です。申請面積は、隣接する宅地に住宅建築に伴い、通路の面積として42.95㎡であり、妥当であると思われます。

ただ、先ほど説明があったとおり、もう以前から使われておった形で、始末書を添付されているそうです。今回造成については現状のまま利用し、隣接地との境には石垣を設置する予定だそうです。宅地排水については下水道、雨水については、道路側溝利用されそうです。

周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 以上で、事務局、調査員の報告は終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定して

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第6号、農地法第5条の許可申請については、全件許可相当と決定いたします。

議長 続きまして議案第7号非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号、第12-1項について総会資料により説明)

議長 16番委員をお願いします。

16番 はい、16番です。調査日時等につきましては先ほど説明しましたので省略します。

議案第7号非農地判断について、申請地は、高尾野町唐笠木のツジテックから西へ500mほどに位置した場所でした。地籍図ですが、86ページ左側になります。ここの斜線部分の畑です。現在は不耕作の畑で、車の通路、駐車場と利用され、それと住宅の一部がかかっているような状態でした。

これを畑に復元するのは不可能な状況でありました。現場の状況から見て申請どおりの年月を経過していると思われ、農地への復元は困難な状態でした。調査の結果非農地として承認要件を満たしておりますので、承認と判断しました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 (第12-2項について総会資料により説明)

議長 18番委員、をお願いします。

18番 はい、18番です。調査員調査日につきましては先ほど説明しましたので省略いたします。

議案第7号非農地判断の申請番号12-2についてです。申請地図は、86ページの右側をご覧ください。東光山公園から西へ300mほどちょっと下ってきたところにあります。現在不耕作の畑でした。

結論から申し上げますと、審議の結果不承認ということになりました。

まずもってですね、非農地となった年月日が平成10年ってということで、20年以上経過していることになるのですけれども、現地の状況は、それほど荒れてなくて、南側のすごく見にくいのですが〇〇〇〇番〇の畑があるのですけれどもそちらのほうが荒れてですね。この申請地のほうは、腰の高さよりちょっと高いぐらいのセイタカアワダチソウが生えている程度で、以前はミカンを栽培されていたということですが、ミカンの木はですねもうなくて、ほかに雑木とかも生えてなくて、農地への復旧ができないとは言えないということですね。あと傾斜がすごくきつくて、実際ここに10aぐらいあるのだけど、ミカンを植えてこれで収益が出るような圃場ができるかっていうと、そうでもないような感じも僕としてはしました。

ここを作って、収益を上げてくださって言っているかとは思ったのですけれども、すごい景色がよくてここは西側の山林のほうに向かって出水の町が見える感じで、ここに果樹でも植えて何か農地として活用する方法がまだ捨て切れないなということで、調査員で審議した結果、不承認と判断いたしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見御質問をお受けいたします。

今回、不承認という案件が出ましたけれども、御意見等ありませんか。18番委員が、い

ろいろと説明をされましたけれども、何かございませんか。

5 番 知らないのので教えてほしいですが、不承認としたら相手の方へはどのような形になるのですか。

事務局 年に何件か非農地証明につきましては不承認っていう案件があります。今回の場合も、現地調査をした後で、机上で委員さん方と協議をした結果、平成10年とは書いてあるものの、そこまで年月が経ってないような感じがあって、今回は不承認という判断をなされました。

不承認になった場合には本人には、今回は不承認でしたという通知を農業委員会の方からいたします。本人がつくれなかったら取りあえずは、ここをミカンをつくる方なのか誰かそういう農地を貸し借りの案件も出ておりませんので、そんな案件を出してもらって、またひょっとしたら何年後かに、非農地という申請が来るかもしれませんが、今現在においては不承認という、格好になりました。

過去にあった不承認のところにつきましては、翌月に転用が出てきた事例もありますので、またここが転用ということになればそれなりの審議をしていただくところになります。基本的なことと言いますと非農地というのはあくまでも農業委員会独自の判断になります。実際は、非農地ということではなくて、家が建ったときには転用を實際するべきなのです。だから追認ということがありますように、後でも転用許可をもらうべきというのが本来の農地法の考えですけれども、そうばかりは言っていないという現状もありまして、実際に現状を見たときに、もう、家が建っているとか、もうどうしても重機を入れて、木を倒さないとか、畑に出来ないとか、そういうところについては、現地調査をして、協議をされて、非農地を承認する以外ないのかなという部分については非農地という判断をしております。

今回についても農業委員会から、本人には、不承認であったということで、通知を差し上げたいと思っております。

22番 相手方に、不承認になった中身の理由を説明しなければならないのではないのでしょうか。

事務局 今回は、本人申請じゃなくて、中に代理人の方が入っておられました。現地調査のときも代理人の方が来て話をされて、今回も不承認についての通知も代理人を通じても本人に交付してもらうので、代理人の方にはそういう話をしていきたいと思っております。以上です。

議長 ほかにございませんか。ないようです。調査員の報告では、1項につきましては承認、2項につきましては不承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、議案第7号、非農地判断につきましては、1項は承認、2項につきましては不承認と決定いたします。

議長 続きまして、議案第8号出水市農業委員会職員の出向についてを議題といたします。御手元のほうに書類がまいていると思いますが、〇〇局長が退職に、早期退職に伴う人事でございまして、出向先が出水市長事務部局となっております。

これについて、御異議ございませんか。

御同意できますか。

(「異議なし。」の声)

議長 それでは、議案第8号、出水市農業委員会職員の出向につきましては御同意をいただいたものとして決定をさせていただきます。

続きまして、議案第9号、職員の任命です。

〇〇〇〇さん、今、次長。1か月ですけれども、冒頭話をしましたように人事に伴う案件、議案がございましたけれども、事務局長に任命いたしますということです。御同意いただけますか。

（「異議なし。」の声）

続きまして、議案第10号、職員の任命です。もう本日勉強のために、入室してもらっております。〇〇〇〇さん、1月1日付けで、事務局の次長として任命をいたします。

御同意願えますか。

（「異議なし。」の声）

議長 それでは、この三方の出向と任命については農業委員会としては同意いたします。

そのようなことで、もう今回もいろいろ協議事項あったんですけれども、年末ということで、以上をもちまして、出水市農業委員会総会の第17回の定例総会を終了いたします。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印